

## 使いやすさに各種の対策 枚数、受渡しに配慮

編集部

商品先物取引は「公正な価格形成」が生命。そのために、仕手、つまり、需給に関係なく価格を操作しようという人々を排除しようとの規制がどの取引所でも行われています。だが、この規制は実は利便性とは裏腹の関係にあります。そこで、近年、仕手介入に目を光らせながら、さらに利便性を高めようと各種の試みが急速に始まっています。

### 建玉制限を緩和

最近、東京工業品取引所と東京穀物商品取引所は建玉（＝売り買いはされたが、まだ決済されていないもの）の枚数（＝取引単位）制限を緩和しました。東京工業品取引所は原油、東京穀物商品取引所はトウモロコシを除く全商品が対象です。

原油は昨年9月上場されましたが、その時、「仕手が入ると公正な価格形成が阻害される恐れがある」とみて、予防的措置として期近の委託者1人当たりの建玉を当限（＝当月決済物）は決済月の9日までを80枚（1枚は100キロリットル）、10日以降を40枚としていました。それを、昨年11月と今年6月に緩和。最近では一般委託者は1,200枚、ヘッジ申請すれば2,400枚、純資産200億円以上の会員は3,200枚の建玉ができるようになりました。一方、東京穀物商品取引所も6月6日から会員の自己玉と一般委託者の場合、先限（＝

最も決済が先の月のもの）で、一般大豆、大豆ミールは1,500枚から2,000枚に、コーヒーは1,000枚を2,000枚など大幅に増やしました。商品ファンドの場合はさらに緩和率が高くなっています。これは、商品ファンドは流動性を高める効果がありますが、日本では設定はされているものの、運用は海外が多いことから、国内でも運用を増やしてもらおうというねらいを込めたものです。

### 受渡しにも工夫こらす

商品先物取引は差金決済（＝買ったものを売り、売ったものを買い戻し、生じた損益だけを決済する）が中心ですが、近年、売ったものを渡し、買ったものを受け取る「受渡し」が増えています。そこで、東京穀物商品取引所は受渡しに使うコーヒーをこれまで「生産から2年たったものまでOK」としていたのを「1年以内のものとする」ことにし、品質に問題が起これにくくしました。

受渡しでは、各取引所が工夫をこらしています。例えば、大阪商品取引所は昨年、ニッケルを上場しましたが、最低受渡し単位を1トンとしました。当初3トンとの案もありましたが、大阪には小口の需要家が多いことから、それに対応したものです。ちなみにロンドンでは6トンです。同じことは中部商品取引所の灯油、ガソリ

## 東京穀物商品取引所の緩和策

### 委託本証拠金基準額 (単位：円)

標準価格	値幅制限	証拠金
<b>一般大豆</b>		
20,000未満	600	45,000
20,000以上40,000未満	800	60,000
40,000以上	1,000	75,000
<b>アラビカコーヒー</b>		
標準価格	値幅制限	証拠金
10,000未満	600	45,000
10,000以上25,000未満	800	60,000
25,000以上	1,000	75,000

### 以前の委託本証拠金 (単位：円)

標準価格	値幅制限	証拠金
<b>一般大豆</b>		
20,000未満	600	60,000
20,000以上40,000未満	800	80,000
40,000以上	1,000	100,000
<b>アラビカコーヒー</b>		
標準価格	値幅制限	証拠金
15,000未満	600	60,000
15,000以上30,000未満	800	80,000
30,000以上45,000未満	1,000	100,000
45,000以上	1,200	120,000

### 建玉制限枚数の変更例 (委託者、会員及び受託会員の自己玉の場合)

#### 一般大豆 (改正後)

1番限の 納会月	1番限の 納会前月	2番限	3番限	4番限	5番限	6番限	7番限
100枚	400枚	1,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚

#### アラビカコーヒー (改正後)

1番限の 納会月	1番限の 納会前月	2番限	3番限	4番限	5番限	6番限	7番限
100枚	200枚	600枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚

#### 一般大豆 (改正前)

1番限の 納会月	1番限の 納会前月	2番限	3番限	4番限	5番限	6番限	7番限
100枚	200枚	500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚

#### アラビカコーヒー (改正前)

1番限の 納会月	1番限の 納会前月	2番限	3番限	4番限	5番限	6番限	7番限
50枚	100枚	300枚	1,000枚	1,000枚	1,000枚	1,000枚	1,000枚

ンについてもいえます。灯油、ガソリンは東京工業品取引所では受渡単位は100キロリットルとなっていますが、中部地方ではスタンドなどの小口の需要家が多いことから、タンクローリーで受け取りやすいよう20キロリットルとしました。

東京工業品取引所も原油の受渡しをドバイ原油に限っていたのを昨年11月オマーン原油でもよいことにしました。

また、福岡商品取引所ではプロイラーの受渡場所を、従来は東京、大阪、名古屋、福岡の4カ所に限っていたのを、5月から渡す方、受け取る方の双方が同意すれば、日本中どこでもよいこととするとともに、受渡日が1日であったものを1カ月に分割して受渡せるようにしました。

## 委託本証拠金の引き下げも

東京穀物商品取引所では売買の時に必要とされる委託本証拠金の水準を主務大臣告示額の引き下げに則し、6月6日、大幅に下げま

した。これは、市場での決済期間の短縮や相場商品価格が下がってきたことなどによるものです。この結果、これまでより25~50%程度、減少しました。

実際の委託本証拠金は取引所が定める委託本証拠金基準額を最低に、仲介役の商品取引員会社が独自に額を決めることになっていますので、取引員ごとに異なりますが、東京穀物商品取引所では「かなり少なくなる」とみえています。

東京穀物商品取引所では値幅制限 (= 1日に動ける価格の範囲) も「100分の15」から「100分の20」に広げました。

これらの措置で、リスクヘッジとして使う場合、前よりぐっと行いやすくなりましたが、同時に過当投機をあおる可能性もあります。特に、委託本証拠金の引き下げはハイリスク・ハイリターン (= 危険は大きい利益も大きい) の度合いを拡大させる懸念もあります。そのあたりをどうコントロールするかが課題として残っていますが、利便性が増したのは間違いありません。